



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
号外第176号

毎週火・金曜日発行

目 次

- 告 示 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の一部改正(778)(水産課)..... 1
- 公 告 鳥取県イノシシ保護管理計画の策定に関する公聴会の開催(環境政策課)..... 2

告 示

鳥取県告示第778号

平成14年鳥取県告示第653号(鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について)の一部を次のように改正する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。</p> <p>また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流加工の一大拠点となっている。</p> <p>このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。</p> <p>しかしながら、本県の沖合海域におけるまいわしをはじめとする海洋生物資源の多くが減少傾向にあり、かつ、低水準で推移している。</p>	<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 本県の平成12年の海面漁業生産量は、77,805トンで全国第19位の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても、約167億円となっており、本県において水産業は重要な産業として位置付けられている。</p> <p>また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流加工の一大拠点となっている。</p> <p>このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の沿岸流は、概略的には単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隠岐海峡を通る流れと隠岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送及び接岸</p>

今後ともこのような状況が継続すれば、国民の需要への的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3～8 略

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について
本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

1月から12月まで：若干

【するめいか】

1月から12月まで：若干

三及び四 略

が促され、本県沖合水域は我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の大部分を占めてきたまいわしは近年減少しており、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、国民の需要への的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3～8 略

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について
本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

平成15年1月から12月まで：若干

【するめいか】

平成15年1月から12月まで：若干

三及び四 略

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画の策定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成16年1月23日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第26会議室（鳥取県庁第二庁舎6階）
- 3 案 件 鳥取県イノシシ保護管理計画の策定